参考資料－３

■ 第１回 北上川水系河川整備学識者懇談会上流部会 議事概要 ■

日時：平成２０年２月２１日（月）　１３時３０分～１６時
場所：ホテルルイズ　万葉の間

（発言者）●：委員
○：事務局

１．副部会長の選任

～海田委員が副部会長に就任～

２．議事

（１）「治水の課題と目標及び治水対策の基本的考え方」について

～事務局より資料－１「治水対策の基本的考え方」の説明～

●６頁からの現在の堤防の整備状況について詳しく説明頂きたい。

○黒の実線が堤防が本来あるべき高さの位置（計画堤防高）、青の実線が今の堤防の高さ（現況堤防高）。斜線１本の箇所は完成堤防、それ以外の箇所は暫定堤防または無堤という図になっている。

●９頁以降の現況流下能力についても詳しく説明頂きたい。

○赤い実線（方針計画流量）は150年に１度出てくる流量、洪水の大きさを示している。青い部分（計画高水位）までは堤防のみで、白い部分は洪水調節施設か河道掘削による流下能力を上げる対策が必要だと理解して頂きたい。なお、青実線より中の白い部分（緑の実線）は無堤箇所です。

●ダム群の調節量は計画上では調節可能という意味か？実際はどうなっているのか？また、上流の洪水調節施設での5,100m3/s調節はまだ十分余裕があるのか？

○各ダムで計画規模の洪水に対応する洪水調節容量確保しているし、洪水時は各々のダムの操作ルールに基づき運用しているので5,100m3/sまでは調節可能である。

●ダムの運用によっては、5,100m3/sを調整しきれない可能性もあるということか？

○チェック体制が確実に執行されることが前提だが、洪水時はダムでは24時間態勢で職員が対応し最大の効果が発揮できるように体制を整備している。

●連続堤ではなく輪中堤や嵩上げによる対応となると、課題となるのは地域との合意形成であり必要とする時間も大きくなると思われるが。

○北上川では、特に中流域が相当の距離でまだ堤防が整備されていない。下流から整備していくとなると30年では不可能。ただし、花巻あたりの中流部で数百戸の浸水が平成１９年９月洪水でも発生していることを踏まえ、50年、100年後の治水対策の提案だけではなく家屋浸水を防ぐ、部分防御的な対策を提案し地元と合意出来れば早い時期に中流域の対策にも入れる。その辺は合意形成が前提であるが、原則論の連続堤によらないで守るべきところを直ちに守る一つの方策として、この輪中堤についても整備計画の中で考えていきたい。

●岩手県内の特に狭窄部の方では連続堤に代わり輪中堤や宅地嵩上げの計画があるが、住民の

方はどのような考えを持っているのか？（行政委員への質問）

●狭隘部の住民の方々は、大体合意していただいていると、理解している。

○狐禅寺の狭隘部の方の砂鉄川と狐禅寺の間は、連続堤対応が不可能な地形であり家屋を輪中堤または嵩上げによって守るということがある。ただし、中流域は連続堤が可能な地形であり、長期間を要して連続堤にするか、家屋などの部分防御的に輪中堤にするか、地域ごとの環境、洪水の特性を踏まえ合意形成を図り実施することになる。

●工事中に、洪水によって堤防が破壊され中途半端な状態での被害発生、場合によってはさらなる拡大もあり得る。工事の必要性の順位を決めて優先順位の高い箇所は短期間に完成させる戦略もあると思う。

○短期集中でしっかりやるべきと考えているし、合意形成が得られた地区について短期的に輪中堤なり、不連続堤で守る方法は大変有効と考えている。

●前回の委員会で森林機能による洪水軽減について質問したが、水田についてもお聞きしたい。昔、林野庁が農地の広域機能を計算し、全部で６兆円の内の1/3ぐらい洪水緩和機能を算出していることから、１つは水田の洪水緩和機能の活用、もう１つは米の収穫などから浸水してはまずい時期及びエリア的な差などで分ける方法もあると思われるが検討されているか。

○森林機能については、現状の森林を想定してモデル計算上流出高を算出しているが、洪水の対象レベルが大きなものであり過度な効果を見込んではいない。水田機能については洪水の時期を限定できないため、水田の利用状態と洪水を関連づけた計画は作成できない。もし水田が空いているとしても一番肝心な洪水のピーク時に調節効果はさほど期待出来ないので、北上川の洪水を低減するとは考えていない。

●洪水のピーク時の調節効果などに水田による多少の効果は見込めるのではないかと思われる。

○東北地方の河川流域を考えると農業経営の安定化も重要な役割である。家屋の浸水防御を優先するにしても、農地の冠水頻度をこのまま放置するわけにもいかない。計画高水位程度の洪水でない時でも、農地の冠水頻度を下げて営農の安定性に貢献できるような治水対策は考えたい。

●具体な治水対策に関しては効果を早期に発現するため、基本的に必要な時間と予算、加えて住民との合意という３つ要素から判断して決定するということか？

○次回の部会には、住民との合意形成という条件はあるが具体的な治水対策の事務局案を、時間軸も含めた考え方で提案する。

付け加えるが、遊水地もダムも河道掘削も輪中堤も堤防の引き堤も、みんな１つの治水対策のメニューでありどれを採用するかは整備局で実施する。もう１つは基本的に提示しているメニューでカスリン台風規模の洪水は対応可能と考えており、整備計画で新規ダムは今のところ想定していないことを申し上げる。

●新規ダムを建設せず河道整備等で対応できるのではないかということだが、時間軸と予算を考えないと架空の議論になってしまうため、今後検討して議題にして頂きたいと思う。

●洪水被害と投資との関係から保全対象が少なければ、被害出た時に補償するという考え方もあり得るのではないか。また、土地利用計画との関係で水害が出やすい箇所は地域の方と一緒になって開発に歯止めをかけることが必要ではないか。

●委員の発言のように危険な箇所に家を建てないよう建築基準法を設定し、これ以上の被害が増えないよう法整備とともに、輪中堤等の対策について考えていく必要がある。

〇補足であるが、基本方針を100点満点の計画とすると現状は30点程度の整備しか進んでいないと考えて頂いて、本整備計画はそれを60点ぐらいまで上げる段階的な計画であることを理解頂きたい。次の60点から100点への計画は、もう一度整備計画を作るということである。

（２）「利水・環境の現状と目標」について

～事務局より資料－２「利水・環境に関する現状と目標」の説明～

●１頁の左の藩政時代以前までの水開発施設に、穴山堰と葦名堰の２つを追加して欲しい。

●貴重な動植物という表現は特定なものだけを前提に考えられてしまう。今は生物の多様性ということが前提になってくると思うので、貴重なという部分を出来れば外して頂きたい。生物の多様性を前提に考えるのであれば、新たな復元という項目が出てくるかと思う。人と河川のふれ合いを促すというような利用を前面に出すと同時に、そこに生息する生物に対しても今後生活できるような環境を維持する方法、考え方を出して頂くといいのではないか。

○復元するということも実際河川では試行的に実施している箇所もあるので、北上川の自然の評価も含めて、必要であれば整備計画の中に記載することも可能である。

●元来あるべき生態系というのは一体何なのかというのは難しい問題である。そこで指標種みたいな、この川にとって一番大事なのは何かというようなものを選んで、それの保全を最優先し次第に多様性を求めていくという考え方もあるので検討して頂きたい。

●人間が触れ合いの場として利用する面積、生物が生息に必要な面積、堤外地の農地の問題など、要するに堤外地の空間利用をどうするかということになるが、農用地はどこまで認められているものなのか？

○堤外地の田畑については、耕作されているものはこれまでの経緯も含め耕作を許可しているので、積極的に河川の中で農地整備をしている訳ではない。また、必ずしも河川の中がすべて国有の土地ではないため、予算的な制約や河川の歴史的な背景からも北上川については現状が今後とも推移していくことになる。

●水利権の問題もあるが、ダム下流の流量を確保する方策を検討頂きたい。また、川にとってはある程度の小さい洪水も重要である。どこまでの流量が要るかというのはまだわからないところもあるが、そういうところも記載して頂きたい。

○正常流量は水管理上の目安となる流量として定めているが、河川環境は、大小洪水や渇水を繰り返しながら河川の環境が形成されることからも、流量を平らに管理していく訳ではなく最低でもこのぐらいの流量にならないよう、河川の流量管理をしていくということである。胆沢ダムはダムの直下流に水を流す計画となっており、川として水流の連続性を持たせることにしているが、北上川の５大ダムは古い年次、カスリン台風以降に大急ぎで作ったダムであることから、利水に特化した水の使い方をしている関係上、全部が足元に水を流している訳ではない。しかし、全国的にダムの弾力的な運用でもって既存の容量をうまく使いながら、ダム直下にも水を流すことを試行的に進めているので、今後とも５大ダムの中でも実施しなければならない認識である。

●整備計画に入る前に「次世代の北上川を考える懇談会」という委員会を何回か開催しているが、生態系関係は各ブロックから様々出た意見は今回の整備計画にも盛り込まれるのか？

○前回懇談会の意見、本懇談会での意見、そして地域の意見も踏まえて素案を作成する。

●資料に重要な種というリストがあるが、河川が洪水で攪乱され植生がゼロからスタートすることで住み着く野生植物がたくさんいる。ダムの建設によって逆に彼らは生活の場を追いやられているのだが減っている野生動植物の存在が読み取れない。復元というか生物多様性を維持するような仕組みは、砂防、治山治水工事以外にも必要と思われ適地を残す必要がある。また、現段階での新しい整備計画の中では樹林が果たす治水的機能をどう捉えようとしているか教えて頂きたい。

○河川法でも平成９年の改正で、樹林帯を河川管理の施設として管理することを法で定めている。その機能については今後とも保全する必要があるし、必ずしも河道に生えている木は全て治水上問題だという認識ではない。

●外来魚の問題だが、農業用ため池で毎年駆除活動を実施しているが、毎年駆除しても上流のダムから流下してくる問題があり、ダムがあるために被害が発生している実態もあるので、被害が拡散しないような対策を設ける必要がある。

○ダムがあることにより被害が拡大したとは必ずしもそうでないと思うが、確かに現在はダムが外来魚の生息環境になってしまったのは事実であるので、拡大しないよう北上川整備計画の中では盛り込む必要がある認識でいる。

●動植物の個体種を確認されているようだが、ダムでは種類だけではなく個体数の変化を数字的に把握しているのか？

○河川の領域の仕事でその外来種対策をどこまで出来るのかということがあるが、河川の人間のみの対応は不可能である。一般的な書き方になるかもしれないが、外来種対策について整備計画の中に盛り込まなければならないと思っている。具体的にどう書くかは少し検討させて頂きたい。

●河川の生態系をどのように維持、保全するかを考える際にどこが生態系の質の高さ、低さとかいった分析は実施されているのか？実施されていなければ検討が今後必要になるのではないかと感じる。

●16頁で４つの観点から環境の基本的考え方を示しているが、次以降の審議では具体的なものにしていくのか。

○川に合った環境整備について、出来るだけ具体的に提示していく。

●工事のための保全計画だけではなく、現在の状況から復元するということも含むのか？

○復元を視野に入れながら、環境管理基本計画を基に頂いた意見を踏まえ、整備計画の中に盛り込むとともに新しい河川の環境管理へと反映させていきたい。

●平成元年に作成した環境管理基本計画を更新するということか？

○環境管理基本計画は、別途委員会で当時議論し作成されている。環境管理基本計画そのものを作り替えることはしないが、環境管理基本計画を基にこの整備計画での議論を加えて、北上川の環境を管理していくことは盛り込んでいきたい。

●自然環境に対する配慮だけではなく、史跡等にも配慮することを今後とも引き継いで欲しい。

史跡という言葉はキーワードとして整備計画に盛り込んで頂きたい。

〇一般的な自然環境に配慮すると記載するところを、北上川については審議会の中で特に史跡を重んじて書き加えた経緯がある。

●16頁に景観の維持保全とあるが、自然景観だけではなく歴史景観も含むと読み替えるべきと思う。加えて、16頁は具体的にどうするかは今後の議論。次回までに各委員から意見も含め予め提案を頂きたい。

〇環境管理基本計画策定時には環境の復元という概念が無かった。策定時以降に新たに出てきた項目について、整備計画に盛り込む必要があるならばご意見頂きたい。

●時代の変化とともに環境に対する考え方も変えていかなければならない。今日は事務局の基本的考え方を聞いたが今後は我々委員の方から意見を出していきたい。

以　上